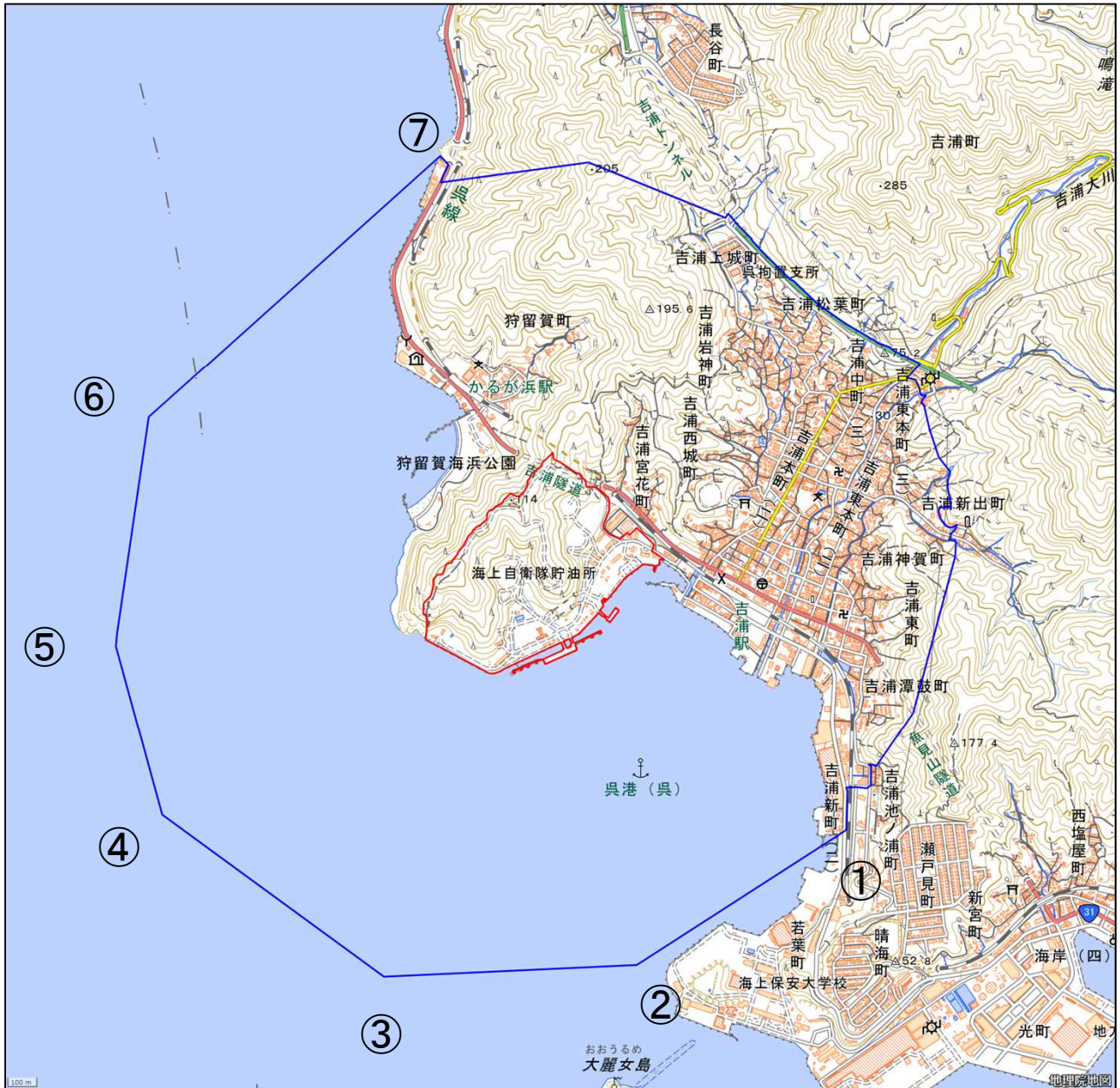


海上自衛隊呉造修補給所吉浦燃料貯蔵所

対象防衛関係施設の所在地	広島県呉市	吉浦町
対象防衛関係施設の区域	広島県呉市	吉浦町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	広島県呉市	狩留賀町、松葉町（次の図面に示す部分に限る。）、吉浦池ノ浦町（次の図面に示す部分に限る。）、吉浦岩神町、吉浦上城町（次の図面に示す部分に限る。）、吉浦神賀町、吉浦新出町（次の図面に示す部分に限る。）、吉浦新町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、吉浦潭鼓町（次の図面に示す部分に限る。）、吉浦町（次の図面に示す部分に限る。）、吉浦中町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、吉浦西城町、吉浦東本町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、吉浦東町（次の図面に示す部分に限る。）、吉浦本町一丁目から三丁目まで、吉浦松葉町（次の図面に示す部分に限る。）、吉浦宮花町並びに若葉町（次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一 北緯三十四度十五分二秒、東経百三十二度三十一分五十秒の点 二 北緯三十四度十四分四十八秒、東経百三十二度三十一分二十四秒の点 三 北緯三十四度十四分四十七秒、東経百三十二度三十分五十一秒の点 四 北緯三十四度十五分四秒、東経百三十二度三十分二十二秒の点 五 北緯三十四度十五分二十三秒、東経百三十二度三十分十六秒の点 六 北緯三十四度十五分四十八秒、東経百三十二度三十分二十秒の点 七 北緯三十四度十六分十六秒、東経百三十二度三十分五十八秒の点
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。		

- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

海上自衛隊呉造修補給所吉浦燃料貯蔵所周辺地域 (広島県呉市吉浦町)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

